

利用上の注意（国勢調査：住宅）

1 国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われている。明治35年12月1日、「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年法律第49号）が制定され、同法に基づく第1回国勢調査は大正9年に実施された。この法律では国勢調査は10年周期で行うこととされていたが、大正11年の法改正によって、10年周期からその中間年に簡易な調査を行うこととする5年周期に改められた。

戦前の各回国勢調査は大正9年、昭和5年、15年に大規模調査が、その中間の大正14年、昭和10年に簡易調査が実施された。なお、昭和20年は簡易調査の実施年に当たっていたが、戦争の影響で実施されなかった。（昭和20年には全国的な規模の人口調査が実施されるとともに、昭和22年には臨時国勢調査が実施されている。）

昭和22年3月26日、「統計法」（昭和22年法律第18号）が制定され、特に国勢調査については、国勢調査ニ関スル法律の規定を引き継いで、その実施を定めている。また、統計法は新たに「指定統計」の制度を設けたが、国勢調査は、昭和22年5月2日内閣告示第21号によって「指定統計第1号」に指定された。統計法では調査周期を5年と定めていたが、昭和25年国勢調査の後、昭和29年にその周期を10年に改めるとともに、その中間年に簡易な方法による調査を行うこととなり、これによって昭和30年国勢調査は簡易調査として実施された。以後、昭和35、45、55年、平成2年及び12年に大規模調査が、その中間の昭和40年、50年、60年及び平成7年に簡易調査が実施された。

大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。

戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

国勢調査は、第1回の大正9年国勢調査以来一貫して10月1日午前零時現在で実施されている。

調査の地域

直近である平成12年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

2 用語の解説

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯—「間借り」以外の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家—その世帯の借りている住宅が住宅・都市整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
なお、これには、雇用促進事業団の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいい、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含まれない。

また、ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳（4.95㎡）以上の場合には、居住室に含まれる。

なお、平成12年国勢調査以降、調査事項から削除された。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算した。

<内容についての問い合わせ先>

広島県地域振興部管理総室生活統計室（人口統計グループ）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話（082）513-2533（ダイヤルイン）